こども家庭審議会幼児期までのこどもの育ち部会こどもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会 (第1回)

令和6年1月12日 (金)

参考資料3

事 務 連 絡 令和5年9月22日

各都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市 認可外保育施設担当部局 御中

こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室

基準を満たさない認可外保育施設に係る幼児教育・保育の無償化の経過措置について (依頼)

平素より子ども・子育て支援施策の推進につきまして、御尽力いただき厚く御礼申し上 げます。

幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設(以下「施設」という。)は、都道府県等<sup>1</sup>に届出を行い、かつ、児童の安全確保等の観点から国が定める認可外保育施設指導監督基準(以下「基準」という。)を満たすことが必要ですが、施設が基準を満たすための猶予期間として、令和6年9月末までの法律施行後5年間の経過措置が設けられており、現在は、都道府県等に届出を行っている施設は基準を満たしていない場合にも無償化の対象としているところです。

本経過措置の期間は令和6年9月末までとなっているところ、経過措置終了まで残すところ1年間となりました。つきましては、以下の事項について御対応いただきたく、よろしくお願いいたします。

#### 1. 基準を満たすための指導監督等の促進について

これまで、都道府県等において立入調査や巡回指導を着実に実施していただいた結果、立入調査実施率は全国で約96%<sup>2</sup>、基準適合率は約75%<sup>3</sup>となりました(別添1)。未だ基準を満たしていない施設についても、満たしていない項目の多くは、「施設及びサービスに関する内容の掲示」、「安全確保(安全計画の策定、訓練等)」、「サービス利用者に対する契約内容の書面交付」又は「消防計画、防火管理者の選任・届出」等であり、基準を満たすために相当の期間を要するものではないと考えられます。都道府県等におかれては、令和6年9月末までに施設が基準を満たさないまま、無償化の対象から外れることにより、施設等利用費の支給対象児童の保護者の負担が増えることのないよう、指導監督等の着実な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。

また、都道府県等におかれては、現時点で基準を満たしていない施設に対して、経過措置期間の終了までに基準を満たす見込みがあるかどうかについて、責任をもって施設利用者に周知することを求めていただきますようお願いいたします。

<sup>1</sup> 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市

<sup>2</sup> 届出施設数(認可外の居宅訪問型保育事業を除く)に対する立入調査実施済施設数(過年度分を含む)の割合

<sup>3</sup> 届出施設数(認可外の居宅訪問型保育事業を除く)に対する基準適合証明書発行施設数の割合

2. 基準を満たしていない施設を利用する児童の転園の検討について

基準を満たしていない施設の中には、「保育室の面積」、「保育室の採光及び換気の確保」、「耐火建築」又は「避難設備」等、基準を満たすためには移転や工事等の相当の期間を要する項目が満たせていないため、経過措置期間の終了までに基準を満たす見込みがない施設もあると考えられます。そのような施設に通う施設等利用費の支給対象児童がいる場合には、経過措置期間の終了後は、無償化の対象ではなくなることにより利用者負担が増えることになります。このことから、保護者が認可保育所等への転園を希望することも想定されるため、都道府県等及び市区町村におかれては、転園の希望に応えるための検討を進めていただきますようお願いいたします。

その際、以下に御留意ください。

- 市区町村におかれては、保護者が経過措置期間の終了時点での転園ではなく、令和 6年4月からの転園を希望することも念頭に、経過措置期間の終了までに基準を満た す見込みのない施設を利用する、施設等利用費の支給対象児童の保護者に対して、令 和6年度の認可保育所等の入所申込手続の案内等を行ってください。その際、保護者 に転園の意向の有無を確認することも御検討ください。
- 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成 17 年 1 月 21 日雇児発第 0121002 号) において、「都道府県知事等は、指導監督指針第 6 に定める情報提供として、管内の認可外保育施設につき証明書を交付した事実についてインターネットへの掲載等により公表するとともに、市区町村等にも情報提供を行い、市区町村等から一般への情報提供が行われるよう求めること。」とお示ししているところ、都道府県等におかれては、改めて管内の各市区町村における情報提供状況を確認いただき、必要に応じて情報を更新の上、保護者に対して情報提供を行うよう、管内市区町村への周知をお願いいたします。

#### 3. 対応が困難な個別事例に関する調査について(任意)

上記1及び2の取組を行った場合でも、なお、対応が困難な事例(例えば、深夜帯に 就労する保護者がベビーホテルを利用している場合で、当該ベビーホテルが設備面の基準を満たしていないために経過措置期間の終了までに基準を満たす見込みがなく、また、 転園を検討しようとしても認可保育所等では深夜帯の保育ニーズに対応できない場合等) について調査を行いたいと考えております。

つきましては、対応が困難な事例として思い当たるものがある場合には、その具体的な様態を、令和5年10月6日までに、下記のフォームより御回答いただきますよう、管内の市区町村への周知をお願いいたします。

(短縮版) https://forms.office.com/r/m2jns87VP4

(短縮版ではリンクが飛ばない場合は、以下をお試しください)

https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=\_6DkBnJJi0qvMEVxNh0TREpM0mPF7xtPqouuQbqw6wlURU5SNTQzWEt0R1ZBS1FGTE00UVdFQkNTUyQ1QCN0PWcu

## (本件問合せ先)

こども家庭庁成育局保育政策課 認可外保育施設担当室 指導係

電話:03-6858-0133

メール: ninkagaihoikushisetsu. shidou@cfa. go. jp

### ●都道府県等による立入調査の実施状況(過年度分も含む\*)※回答があった都道府県等の合計値

届出施設数	立入調査済 施設数	証明書交付 施設数	立入調査 実施率	基準適合率
12,146	11,635	9,095	95.8%	74.9%

### ※認可外の居宅訪問型保育施設を除く。

※調査時点は令和5年4~8月(自治体によって異なる)

### (参考) 令和3年度認可外保育施設の現況とりまとめ

届出施設数	立入調査実施 施設数(A)	(A)のうち基準 適合施設数	立入調査 実施率	基準適合率
13,556	8,396	6,088	61.9%	72.5%

○過年度分を含めた立入調査実施率は、95.8%。

また、未実施施設がある自治体に、令和6年9月までの立入調査実施の可否を尋ねたところ、「立入調査可能」との回答であった。

(「立入調査できない施設がある」と回答した自治体が数件あるが、休・廃止園で連絡が取れない、立入調査を拒否されている等がその理由であった。)

\*「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(雇児発第177号 平成13年3月29日)(抄)

(留意事項15) 認可外保育施設が多数設置されている地域等における取扱い

認可外保育施設が多数存在し、届出対象施設に対して年1回以上の立入調査を当面行うことができない都道府県等にあっては、例えば、前回の立入調査の結果や、立入調査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させその内容等を考慮するなどして、対象施設を絞って重点的に指導監督を行うこともやむを得ないこと。

また、立入調査を行う場合であっても、前年の立入調査において、適正な運営がされており指導監督基準を満たしていた施設については、次年度において、一部の項目は書面等による確認のみ行うなど、項目を絞って実施することもやむを得ないこと。さらに、相当の長期間経営されている認可外保育施設であって児童の処遇をはじめその運営が優良であるものについては、運営状況報告の徴収は毎年度としつつ立入調査は隔年とする等の取扱いも不適当ではないこと。しかしながら、これらの場合にあっても、ベビーホテルについては、必ず、年1回以上の立入調査を行うこと。

## 認可外保育施設指導監督基準を満たしていない施設数(1/3)

○ 認可外保育施設指導監督基準を満たしていない施設数及び立入調査実施施設数に占めるその割合(項目別、施設類型別) は以下のとおり。

※黄色マーカーは、保育士確保やハード面等、満たすために相当の時間を要すると考えられる項目 ※赤字は、立入調査実施施設数に占める不適合施設数の割合が5%を超えているもの

保育に従事する者の数および資格 満たしていない施設数・立入調査実施施設数に占める割合	合	合計		ベビーホテル		所内	ベビーシッター		その他調	認可外
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
保育に従事する者の複数配置	275	2.8%	40	6.9%	144	2.6%	1	0.1%	90	4.1%
月極利用契約乳幼児または一時預かりを加えた総乳幼児数に対しての保育従事者数	90	0.9%	16	2.8%	34	0.6%	7	0.6%	33	1.5%
有資格者の数 (必要保育従事者の1/3)	530	5.5%	43	7.4%	42	0.7%	288	22.9%	157	7.2%
保育士の名称(保母・保父や紛らわしい名称を使用していないか)	7	0.1%	3	0.5%	0	0.0%	3	0.2%	1	0.0%

保育室等の構造、設備及び面積①	合	合計		ベビーホテル		所内	ベビーシッター		その他は	認可外
満たしていない施設数・立入調査実施施設数に占める割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
保育室の面積 (乳幼児1人あたり1.65㎡以上)	29	0.3%	0	0.0%	14	0.2%	0	0.0%	15	0.7%
 <mark>調理室</mark> (施設外調理の場合は調理機能) 	41	0.4%	10	1.7%	11	0.2%	0	0.0%	20	0.9%
おおむね1歳未満児とその他の幼児との保育場所の区画	32	0.3%	7	1.2%	15	0.3%	0	0.0%	10	0.5%
保育室の採光及び換気の確保、 安全性の確保(同一のベッドに2人以上寝かせてないか)	33	0.3%	13	2.2%	9	0.2%	0	0.0%	11	0.5%
便所の手洗設備、便所と保育室・調理室との区画、便器の数	70	0.7%	8	1.4%	30	0.5%	0	0.0%	32	1.5%
消火用具の設置、 <mark>非常口の設置</mark> (1階の場合の退避用経路)	113	1.2%	23	4.0%	49	0.9%	6	0.5%	35	1.6%
消防計画、防火管理者の選任・届出	824	8.5%	126	21.8%	382	6.8%	42	3.3%	274	12.6%

(出典:令和3年度認可外保育施設の現況とりまとめ)

# 認可外保育施設指導監督基準を満たしていない施設数(2/3)

クラウダの様件 乳借及があまる		計			viiz	1		. ,	11 -	
保育室等の構造、設備及び面積②	_		ベビー	ホテル	事業	<b>叶内</b>	ベビーシ	シッター	その他語	<b></b>
満たしていない施設数・立入調査実施施設数に占める割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
(2階)転落防止設備	19	0.2%	1	0.2%	8	0.1%	0	0.0%	10	0.5%
(2階) 耐火建築(もしくは準耐火)又は避難設備 (屋内階段・屋外階段・屋外傾斜路・バルコニー)	53	0.5%	7	1.2%	19	0.3%	0	0.0%	27	1.2%
(3階)耐火建築	3	0.0%	0	0.0%	2	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
(3階) 避難設備 (屋内階段・屋外階段・屋外傾斜路) ・保育室~避難設備の距離 (歩行距離30m以内にあるか)	25	0.3%	6	1.0%	5	0.1%	0	0.0%	14	0.6%
(3階)転落防止設備	3	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%	2	0.1%
(3階)防火関連設備・資材、非常警報器具・設備、消防通報設備	6	0.1%	1	0.2%	3	0.1%	0	0.0%	2	0.1%
(4階以上)耐火建築	3	0.0%	1	0.2%	1	0.0%	0	0.0%	1	0.0%
(4階以上) 避難設備(屋内階段・屋外階段・屋外傾斜路) ・保育室~避難設備の距離(歩行距離30m以内にあるか)	20	0.2%	6	1.0%	4	0.1%	0	0.0%	10	0.5%
(4階以上)転落防止設備	2	0.0%	1	0.2%	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
(4階以上) 防火関連設備・資材、非常警報器具・設備、消防通報設備	4	0.0%	2	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	0.1%

保育内容、給食	合	合計		ベビーホテル		所内	ベビーシ	Sau/J_	その他記	ਲ਼ਜ਼៷
満たしていない施設数・立入調査実施施設数に占める割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
保育内容、保育計画、必要な遊具・保育用品	187	1.9%	41	7.1%	65	1.2%	23	1.8%	58	2.7%
施設内研修、乳幼児の人権への配慮、児相等との連携	729	7.6%	45	7.8%	118	2.1%	477	37.9%	89	4.1%
保護者との連携、緊急連絡表の整備、要望への対応	97	1.0%	18	3.1%	16	0.3%	36	2.9%	27	1.2%
調理室、調理器具、食器、食品の衛生管理	103	1.1%	24	4.2%	45	0.8%	3	0.2%	31	1.4%
乳幼児の食事への配慮(年齢に適した食事、アレルギー対応)、献立作成	65	0.7%	12	2.1%	23	0.4%	3	0.2%	27	1.2%

# 認可外保育施設指導監督基準を満たしていない施設数(3/3)

		合計 Γ										
健康管理・安全確保		ā l	ベビー	ホテル	事業	所内	ベビー	シッター	その他は	認可外		
満たしていない施設数・立入調査実施施設数に占める割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合		
登降園時の健康状態の観察、保護者への報告等	49	0.5%	8	1.4%	16	0.3%	8	0.6%	17	0.8%		
発育チェック	141	1.5%	29	5.0%	40	0.7%	1	0.1%	71	3.3%		
乳幼児の健康診断 (入所時、年2回の定期健診) 、 緊急時病院関係一覧の作成及び職員への周知	677	7.0%	82	14.2%	337	6.0%	5	0.4%	253	11.6%		
職員の健康診断(採用時、定期)、調理に携わる職員の検便(月1回)	701	7.3%	78	13.5%	129	2.3%	313	24.9%	181	8.3%		
必要な医薬品、医療品の整備	28	0.3%	4	0.7%	15	0.3%	0	0.0%	9	0.4%		
感染症への対応	75	0.8%	8	1.4%	32	0.6%	4	0.3%	31	1.4%		
乳幼児突然死症候群への対応 (睡眠時チェック、うつぶせ寝防止、保育室内禁煙)	209	2.2%	29	5.0%	49	0.9%	79	6.3%	52	2.4%		
安全確保(計画策定、訓練、職員・保護者への周知)	1338	13.9%	121	20.9%	421	7.5%	511	40.7%	285	13.1%		

		.≘⊥								
利用者への情報提供、備える帳簿等	合	TaT	ベビー	ホテル	事業	所内	ベビー	シッター	その他語	認可外
満たしていない施設数・立入調査実施施設数に占める割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
施設及びサービスに関する内容の掲示	1386	14.4%	126	21.8%	485	8.6%	461	36.7%	314	14.5%
サービス利用者に対する契約内容の書面交付	903	9.4%	88	15.2%	297	5.3%	329	26.2%	189	8.7%
サービス利用予定者への契約内容説明	60	0.6%	22	3.8%	14	0.2%	2	0.2%	22	1.0%
職員に関する書類等の整備 (資格を証明する書類等、労働者名簿、賃金台帳、労働関係書類の保存)	245	2.5%	54	9.3%	57	1.0%	13	1.0%	121	5.6%
在籍乳幼児に関する書類等の整備(児童の氏名、生年月日、健康状態、在籍記録、契約内容、保護者の氏名や連絡先)	201	2.1%	27	4.7%	29	0.5%	101	8.0%	44	2.0%